

議 会 用 語 の 解 説

あ行

委員会	議会の組織の一つとして、本会議の予備的審査、調査機関として設置されます。条例で、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を置くことができます。
委員会付託	市長、議員から提出された議案などの審査や調査をより詳細かつ効率的に行うため、委員会にその審査や調査を任せることです。
委員会報告	委員会に付託された議案等の審査又は調査が終了したときに、その報告書を作り、委員長から議長に提出することをいいます。
委員長・副委員長	議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長のことをいいます。委員長は、委員会を招集し、議事を整理し、秩序を維持する権限をもちます。副委員長は、委員長が欠けたときや出張、病気などで休んだときに委員長の代わりをつとめます。委員長及び副委員長は、委員会で互選されます。ただし、委員会は議会の内部的な審査、調査機関なので、議長のように、委員長は外部的には権限を有しません。
委員長報告	委員会に付託された議案等の審査や調査を終了し、議案等が本会議の議題となったとき、委員長から審査や調査の経過と結果の報告を口頭で行うことをいいます。
意見書	市民の暮らしに関する身近な問題でも、それが国や県などの仕事であるため、市の努力だけでは解決しないことがあります。このようなときに、議会の意思を議決して「意見書」として国や関係行政庁に提出し、改善を求めていきます。
一般会計	市の広範な行政需要に対応する基本的な経理を中心とした会計です。
一般質問	議員が行政の一般事務全般にわたり、諸問題を市長等に対して質問することをいいます。
延会	議事日程の全部を終わらずに、一部の日程を他の日に延ばして、その日の会議を閉じることです。

か行

開会	議会を開き、法的に活動できる状態にすることで、議会活動の始点といえます。
会期	議会が議会としての権限を行使して、法的に活動することができる期間をいいます。会期の決定は、会期ごとに会期の初めに議会が自主的に議決して決めます。
開議	その日の本会議を開くことです。開議は議長が宣言することによって行われます。
会議録	本会議の議事のすべてを記録した公文書です。会議録は定例会、臨時会ごとに議長が、事務局職員に作成させます。会議録は、図書館、本庁、各庁舎、議会事務局のほか、インターネットで閲覧することができます。
会議録署名議員	会議録に議長とともに署名する者として、議会において指名された議員のことをいいます。会議録は、地方自治法で2名以上の議員が署名することになっています。
会派	人によって、それぞれ物事に対する考え方が違うように、議員も市政に対する考え方や意見が違います。しかし、議会は、合議制の意思決定機関ですから、多数の意見で物事が決まります。そこで政党や同じような考え方、意見を持つ議員は、自分たちの考えを、市政に効果的に反映させるため集まって活動しています。四国中央市議会では、3名以上のグループを会派と称しています。

可決	議案について、内容がよいと認め決定することです。
仮議席	議員の議席は、一般選挙後の最初の本会議で議長が定めますが、議長を選挙し、新議長が「議席の指定」をするまでの間、臨時議長が（出席議員中の年長議員）「仮の議席」を定めます。
仮議長	議長、副議長ともに事故（病気等）あるときに、議長の職務を行う議員です。「仮議長」は選挙で選ばれます。
簡易表決	議長が表決をとるときは、起立表決が原則ですが、表決の対象となる案件について、反対者がいないと予測される場合は、案件に対して異議がないかをはかり、異議がなければ可決を宣言する方法です。
議案	議会の議決を求め、市長や議員が議長に提出する案件です。議案には、団体意思決定議案と機関決定意思議案（議員に専属）があります。団体意思決定議案の提出権は市長と議員にありますが、法令の規定や議案の性格により発案権が専属します。例えば、予算や決算、契約締結、副市長の選任などの議案の提案権は市長に専属します。
議員提出議案	議員（3人以上）が提出する議案のことです。例えば、意見書、決議、委員会条例の改正などの案件です。
議会運営委員会	議会運営を円滑に行うため、議会運営に関する案件について、協議し、意見調整を図る場として設置された委員会です。審査案件としては、 (1) 議会運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会条例に関する事項 (3) 議長の諮問事項 (4) 請願、陳情の審査 などです。
議決	表決の結果得られた議会の意思決定のことをいいます。 議決の種類として (1) 可決、否決（予算、条例、意見書） (2) 決定（議員の資格決定） (3) 承認（専決処分、市長の退職） (4) 許可、同意、認定、採択、不採択 などです。
議事日程	本会議の議題の順序を定めた日程です。議長が定めます。
議場	議会活動の中心となる神聖な会場の場所であり、会議開催中は、関係者以外の入場は許されません。（傍聴席は含まれない）
議席	議員が、議場で会議を行うときに着かなければならない席のことです。議席は、一般選挙後の最初の本会議において、議長選挙後、議長によって定められます。
議長交際費	議長が、議会の対外的な活動をするために要する経費のことをいう。
議長・副議長	議員が全員で会議をするには、リーダーが必要です。その役目をするのが議長です。議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、議会の代表として、会議の運営や進行、議会に関する事務処理を行うほか、各種会議に出席したり、他の機関と協議したりします。また、議会事務局の職員を任免し、議会運営事務を統轄します。副議長は、議長が欠けたときや出張、病気などで休んだときに議長の代わりをつとめます。
議題	議会において取り上げる議事の題目にすることをいいます。「議題とする」というときは、審議の対象として取り上げるといった意味で、議員は議題となっていないことに対して発言することは、会議を混乱させ、円滑な議事運営の妨げとなるため禁止されています。
休会	定例会、臨時会の会期中に、議事整理などのため、会議が開かれないことをいいます。
起立表決	表決の原則的方法で、簡易表決で異議をとねえる声があった場合には、議長は起立表決により、採決し直さなくてはなりません。簡易表決で異議があることが事前にわかっていた場合には、簡易表決ではなく、起立表決を行います。
議了	会議に付された事件のすべての審議を終了することをいう。

継続審査	委員会に付託された案件について、当該会期中に審査が終了せず、議会閉会中も引き続き審査を行うことをいいます。委員会が継続審査を求めるときは、本会議の議決が必要です。
原案	提出権を有する者が、所定の手続きにより提出した議案のことをいいます。修正案や対案などに対応する用語です。ほかに「本案」と呼ぶこともあります。両者に区別はありません。
決議	政治的な効果を期待して、議会の意思を内外に明らかにすることです。例えば、要望、勧告などです。

さ行	
採決	本会議において表決する案件に対して、議長が出席議員に賛否の意思表示を求め、それぞれの意思表示を集計することをいいます。「表決」とは裏腹の言葉で、表決は議員の側からみた表現です。
採択	請願、陳情の内容について、願意が妥当であり、実現可能である場合に議会として、その請願、陳情に対して賛同する意味で「採択」という表現で意思決定します。
散会	その日の議事日程に記載された議題のすべてを終了し、その日の会議を閉じることです。
参集	議員が、長の議会招集に応じて、議会の会議に出席する目的で、所定の場所に集合することをいいます。
質疑	審議、審査案件について、内容や意味がはっきりしないところを問いただすことをいいます。質問とは違い、意見を述べることはできません。
指名推選	議会における選挙（議長、副議長、選挙管理委員等の選挙）は、単記無記名投票（候補者一人を記入し、投票する人自身の氏名は記入しない方法）によることが原則ですが、議員中に異議がないときに限り、指名された人を当選人とする方法です。
趣旨採択	請願、陳情の願意は妥当であるが、その実現性について、当分の間は不可能である場合、「趣旨には賛成である」という意味の議決をいいます。
趣旨説明	議会に提出した案件について、提出の理由とその案件の主な内容を明らかにするために、提出者が行う説明です。
招集	議会を開くため議員に一定の日時、場所に集まることを要求することをいいます。招集は、会期を開始させるものとして議会活動では最も重要なものです。招集は市長が行います。
招集挨拶	議会開会后、市長から今後の市政運営に向けての施政方針と事務事業の展開及び提出議案の要旨の説明を含めたあいさつのことをいいます。
上程	議事日程の中に組み入れて、議題とし審議の対象とすることです。
常任委員会	条例で常任委員会を設置し、各委員会が受持っている市の事務の調査や請願、陳情の審査を行います。議員は、いずれかの委員会に所属しなければなりません。任期は条例で1年と決められています。
条例	地方公共団体がその自治権に基づいて、制定する自主法の一つで、議会の議決で制定します。
所管事務調査	各常任委員会が受持っている市の事務を調査することをいいます。議会運営委員会が議会運営に関する事項等を調査することをいいます。
除斥	本議会における審議の公正を期すために、審議案件と一定の利害関係のある議員は、審議に加わることができない制度です。利害関係のある案件を審議する際は、議場から退席することになります。
諸般の報告	議長が議会の本会議において、議会に関係のある閉会中のできごとや法令等に基づき議長に提出された事項を報告することです。

審議	議会の本会議に上程された案件の説明、質疑、討論、表決など一連の過程を指す用語です。
審査	委員会に付託された案件の説明、質疑、討論、表決など一連の過程を指す用語です。
請願	市民の意見や要望を行政に反映させるため、議会に対して、文書で施策の実現を要望する制度です。請願には議員の紹介が必要です。
説明員の出席	議案等に対する議員の質疑又は市の一般事務等に関する質問に対し、説明又は答弁のため議長から出席を求められたときは、市長及び理事者は議場への出席が義務付けられています。
専決処分	議会の議決又は決定すべき案件について、法定事由に該当する場合及び議会の議決により委任された場合に、市長が議会に代わってこれを処分することをいいます。なお、法定事由とは、市長において必要な時機までに議決又は決定を得るための議会を招集するいとまがないときなどです。
即決	議会の会議に付された事件について、質疑、委員会付託、討論等の正規の手続きを省力して、直ちに採決することをいいます。たとえば、人事案件、専決処分、決議などで、議会運営委員会で事前に協議されます。

た行	
代表質問	行政全般にわたる諸問題に対し、会派を代表して行う質問のことをいいます。
懲罰	議会の秩序権に基づき、議会の紀律と品位を保持するために、議会の秩序を乱した議員に対して議会が科す制裁のことをいいます。
陳情	市民の意見や要望を行政に反映させるため、議会に対して、文書で施策の実現を要望する制度です。議員の紹介のないものをいいます。
追加提出	議案が議会提出の日に提出された後に、さらに別の議案を後日追加して提出することをいいます。ただし臨時会においては、付議事件は告示事件に限るので、通常追加提出はありません。（緊急を要する事件は除きます。）
定足数	有効に会議を開き審議、審査を進め、意思決定をするための必要最小限の出席議員数のことです。特別な場合を除き、議員定数（26人）の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできません。
定例会	提出する議案のあるなしにかかわらず、定例的に招集される議会の会議のことです。定例会は年間4回開かれ、3、6、9、12月にそれぞれ招集されます。定例会の回数は、市の条例で年4回と定められています。
同意	市長が事務を行うにあたり、その前提となる議会の議決のことをいいます。これを一般に「議会の同意権」と呼びます。議会の同意の対象となるものは、副市長、監査委員の選任同意や教育委員の任命同意などです。
登壇	本会議において、質疑、質問、答弁、委員長報告、議案の趣旨説明などをする際に、議場の中央に設けられた演壇の前に立つことをいいます。
答弁	質疑や質問に対し回答や説明をすることです。
討論	議会の会議において、表決の前に議題となっている案件に対し、賛成か反対かの自己の意見を表明することです。
特別委員会	特定の案件について、議会の議決により必要の都度、臨時的に設置されます。市の決算を審査する場合にも、特別委員会が設置されます。
特別会計	市が特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、条例によって設置される会計です。また、法令により特別会計の設置が義務付けられているものもあります。例えば、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計などです。

な行	
日程追加	議事日程に記載されていない事件を議事日程に挿入して議事を行うことをいいます。追加する場合は、会議に諮って決定します。
任期	一般選挙で選出された議員、議会の選挙で選出された議長及び副議長、委員会で互選された委員長及び副委員長、常任委員会委員など、その地位を有する期間のことをいいます。議員の任期は4年、議長及び副議長の任期は通常議員の任期まで、常任委員会委員の任期は1年です。

は行	
発言の制限	議会における重要な会議原則の一つとして「発言自由の原則」があり、議員の自由な発言は十分に保障されなければなりません。一方において一定の規律の下に能率的に議事を進行させ、同時に限られた時間的制約の下に、各議員にできるだけ公平に発言の機会を与えるため、議員の発言には多くの制限があります。
否決	議案を承認しないという議決のことをいいます。
表決	議会の意思決定に個々の議員が参加するための手段で、議題に対して賛成、反対の意思表示をすることです。表決の種類は、起立による方法、投票による方法、簡易表決による方法があります。また、議長が表決をとることを「採決」といいます。
不穏当発言	一般的には無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解した発言、差別発言、感情的な発言等一切の不適切な発言のことをいいます。不穏当発言は、発言者自らが、議会の許可を得て、取り消すことができます。議員は、発言の取り消しをしないように、慎重な発言が求められます。
不規則発言	議長の許可を得ない発言のことをいいます。議長の許可を得ない発言は、法的には効力はなく、私語にすぎません。具体的には、他人の発言中にしばしば行われる激励やひやかし、妨害等のいわゆるヤジなどをいいます。不規則発言が議会の品位や議員の名誉を傷つけるようなものである場合には、懲罰の対象となることもあります。
不採択	「採択」の反対の意味で、請願、陳情の内容について、願意が妥当でなく、実現可能でない場合に議会として、その請願、陳情に対して賛同しない意味で「不採択」という表現で意思決定します。
分割付託	1個の議案を各所管の委員会に分けて、それぞれの委員会の審査に付することをいいます。当市議会では、予算については、分割付託をしています。
閉会	議会を閉じ、法的に活動能力のない状態にすることです。
傍聴席	住民など議員以外の者が、会議の状況を直接見聞する場所のことです。
本会議	議員全員が、議場に集まって会議をすることを本会議といいます。本会議の議事運営は議長が行い、市の重要な事項について、市の意思を決める大切な役割を持っています。

ら行	
臨時会	定例会のほかに、臨時の必要がある場合、特定の案件に限って審議するために随時招集される議会のことです。
臨時議長	議長、副議長、仮議長の選挙において、臨時に議長の職務を行う議員のことをいいます。出席議員中で、年長の議員が臨時議長となります。